

第6節 経済安全保障に関する取組

1 基本的考え方

経済力はわが国の国力の源泉であり、力強い経済成長は、わが国の平和と安定を維持するため極めて重要である。さらに、AIや量子技術といった先端技術が萌芽する中、各国の安全保障政策においても、先端技術の利活用や管理が焦点になるなど、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大している。

このような情勢の中でわが国の繁栄を確保するには、市場原理に基づく経済活動を前提としつつ、

安全保障の確保との両立を図る観点から新たな段階の取組が必要である。その際、わが国経済構造の自律性の確保、わが国の優位性・不可欠性の獲得、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化を達成することが必要であり、そのための経済施策を総合的・効果的に推進していくことが経済安全保障の中心にある考え方である。

2 日本政府内の動向

わが国における経済安全保障上の課題については、国家安全保障局をはじめとする関係省庁が一体となり、国際連携を図りつつ、産学官が連携して、各種政策を推進していくこととしている。

そのうえで、わが国経済構造の自律性の確保、わが国の優位性・不可欠性の獲得、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化を達成するため、これまでも、外為法に基づく対応の強化をはじめとして、既存の法制の中で経済安全保障の推進に資する多岐にわたる取組¹を推進してきた。

さらに、取組を加速する観点から、2021年10月には、初めて経済安全保障を担当する国務大臣を新設した。加えて、内閣官房に経済安全保障法制準備室（以下「法制準備室」）を設置し、2022年5月には、サプライチェーンの強靱化、基幹インフラの安全性・信頼性の確保、先端的な重要技術についての官民協力、特許出願の非公開に関する制度整備を行

うことにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するための「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」が成立した。

また、「経済財政運営と改革の基本方針」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、経済安全保障強化に向けて新たな枠組・取組が進展していく中で5,000億円規模とすることを目指す「経済安全保障重要技術育成プログラム」も開始した。本プログラムは、AI、量子などの先端技術を含む研究開発を対象に、内閣官房、内閣府その他の関係府省が一体となって、国のニーズを実現する研究開発プロジェクト及び研究開発プロジェクトの高度化や個別技術を実現する個別研究を実施するもので、その研究成果は、民生利用のみならず安全保障を含む公的利用につなげていこうとするものである。

3 防衛省の取組

安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する中、防衛大綱等に基づく防衛生産・技術

基盤の維持・強化と合わせて、先端技術の保全・育成といった経済安全保障の施策により、わが国経済

¹ 各国同様、わが国も、2019年に対内直接投資の事前届出の対象を拡大するため外国為替及び外国貿易法を改正した。2021年4月には、研究インテグリティの確保のため、公的基金配分機関による申請時の確認等からなる政府としての対応方針を決定した。

の自律性や、わが国の優位性・不可欠性を高めることは極めて重要である。

防衛省は、安全保障担当官庁としてこれまで蓄積してきた防衛生産・技術基盤の維持・強化に係る知見・ニーズを提供するなど政府一体の取組に積極的に参画している。具体的には、法制準備室への人員派遣を行っているほか、「経済安全保障重要技術育成プログラム」や技術情報管理、対内直接投資の審査などの政府全体の取組に対し、安全保障に関する知見・ニーズの提供を積極的に行うために必要な省内の体制を抜本的に強化し、経済安全保障上の課題

解決に貢献している。

そのうえで、わが国の防衛を全うするためには、経済安全保障の取組を見据えつつ、防衛大綱等に基づき、防衛生産・技術基盤の維持・強化への重点的な取組が必要であり、防衛生産・技術基盤に関する既存の施策の現状、経済安全保障に関する政府全体の取組の進展などを踏まえ、新たな国家安全保障戦略や防衛大綱等の策定に係る議論を見据えつつ、法整備も含めたあらゆる手段について検討を進めている。

解説

経済安全保障を巡る米中覇権争い～輸出管理を焦点に～

安全保障の裾野は経済・技術分野に急速に拡大し、安全保障と経済を横断する領域において、国家間の競争が激化している。特に米中間の覇権争い、中でも輸出管理を巡る両国の動向は注目すべきものがある。この背景には、AIや量子といった技術分野が萌芽する中、こうした民生分野由来の先端技術が安全保障に大きな影響を及ぼしうるといふ事情があり、これらの分野やそれを支える先端半導体等の技術に優位性を持つ両国において、技術流出防止の観点から輸出管理を巡る施策の応酬が行われている。

米国は、国防授権法2019により、新たな輸出管理の法制度たる輸出管理改革法（ECRA）を成立させたが、本法及び関連する同時期の施策では、新興技術や基盤技術を対象とした規制の検討、エンティティ・リストの活用、軍事エンドユーザー・軍事エンドユース規制の見直し等の施策が展開されている。これは、最新の技術、あるいは既存の技術ではあるが、特定の重要産業の基盤を支えており、米国が優位性を有するような技術であって、国家安全保障上重要なものへと、その管理の網を広げるとともに、懸念主体を具体的にすることで、対中国を念頭に合理的かつ効果的な輸出管理

を運用するねらいがあるとの指摘がある。

他方で、中国では、2020年に輸出管理法が成立、施行された。「国家の安全と利益」という広範な法目的を有する同法は、再輸出規制、域外適用等を含み、極めて強力な規制に法的裏付けを与えるものである。未だに下位規則や、規制対象品目の全てが明らかになっておらず、その運用については現在に至るまで不透明な点が多いが、例えば、再輸出規制については、法の条文には具体的な規定がなく、下位規則で、中国製品内蔵品の第三国への輸出の際に中国の許可を受けなければならない仕組みとされる可能性も指摘されている。この場合、中国製の部品がある製品のサプライチェーンに組み入れられていることにより、企業活動に大きな制約を課せられることとなる。加えて、本法には、輸出管理措置により中国の安全と利益を損ねた場合の報復措置が規定されており、全体として米国への対抗措置や輸出管理により他国に影響力を発揮するための手段としての色合いが強くなっている。

米中間の輸出管理を巡る動向については、わが国の防衛生産・技術基盤にも少なからず影響を与えうることから、引き続き注視していく必要がある。